

## 平成28年熊本地震に伴う県の組織改正について

- 熊本地震に伴う業務に対しては、発災後これまで、全庁的な応援やプロジェクトチームの設置などにより、柔軟に対応してきました。
- 現在、震災業務が初動期対応から復旧・復興に向けた取組みの段階に移りつつあり、今後、被災者の生活再建支援に係る業務量が更に増加する見込みです。
- こうした状況を踏まえ、業務を着実に進めていくため、平成28年6月20日付けで、県の組織体制の見直しを行います。

### 1. 組織改正の内容

#### (1) 被災者の生活再建支援の体制整備【健康福祉部】

##### [課内室レベルの改正]

##### ■ 「すまい対策室」の新設

- 健康福祉政策課内に「すまい対策室」を新設。  
(室に「応急仮設住宅班」及び「みなし仮設住宅班」を設置。)
- 応急仮設住宅の整備やみなし仮設住宅の確保について、国・市町村との協議などを行いながら、専門的、一体的に進めることで、被災者のすまい対策の更なる加速化を図る。

##### [班レベルの改正]

##### ■ 「生活環境整備班」及び「生活再建支援班」の新設

- 健康福祉政策課内に「生活環境整備班」及び「生活再建支援班」を新設。
- 「生活環境整備班」において避難所や仮設住宅等の住環境の充実を図り、また、「生活再建支援班」において災害救助法全般の国との協議や生活再建支援金等の円滑な処理を行う。

#### (2) 災害廃棄物処理に係る市町村支援の体制整備【環境生活部】

##### [課内室レベルの改正]

##### ■ 「災害廃棄物処理支援室」の新設

- 循環社会推進課内に「災害廃棄物処理支援室」を新設。  
(室に「計画・解体支援班」及び「処理推進班」を設置。)
- 災害廃棄物の広域処理及び公費解体等に係る市町村支援を専門的、一体的に行い、災害廃棄物の計画的な処理を行う。

### (3) 被災市町村支援の体制整備【総務部】

[班レベルの改正]

#### ■「創生復旧支援班」の設置

- 市町村課内に「創生復旧支援班」を設置。(既存組織の改編)
- 復旧・復興に向けた被災市町村の行政機能確保や復興プランの策定などの取組みを支援。

## 2. 増員を行った主な業務

- 災害対策に係る体制強化【危機管理防災課】
- 被災市町村の復旧・復興に向けた取組みの支援【市町村課】
- 被災者の生活再建支援【健康福祉政策課】
- 災害廃棄物処理の支援【循環社会推進課】
- 中小企業等への復興支援(グループ補助金等)【商工振興金融課、観光課】 など

## 3. 改正の時期

平成28年6月20日(月)

#### 記者レクのお知らせ

熊本地震に伴う組織改正等の詳細については、本日11時00分から記者会見室において、担当課から説明を行います。

[問い合わせ先]

総務部人事課(組織班)

下山(内線3062)

受島(内線3045)

(ダイヤルイン096-333-2054)